

福山市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰により、食材料費等の負担が重くなっている障がい福祉サービス事業所等への支援として臨時的に実施する福山市障がい福祉サービス事業所等食材料費の支給について、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、障害者の日常生活又は社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく別表の指定障がい福祉サービス等を提供し、かつ、次の各号の全てに該当する事業所又は施設を運営する事業者とする。

(1) 所在地が福山市内である。

(2) 2025年（令和7年）7月1日時点（支給基準日）において、指定障がい福祉サービス等の提供を行っている。

(支給額)

第3条 この食材料費は、2025年度（令和7年度）の予算の範囲内において支給するものとし、その金額は別表のとおりとする。

(支給申請)

第4条 食材料費の支給を受けようとする事業者は、2025年（令和7年）7月1日から同月15日までに、福山市障がい福祉サービス事業所等食材料費支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、福山市障がい福祉サービス事業所等物価高騰対策事業実施要綱（2025年（令和7年）1月1日施行）の支給決定者で、食材料費を振り込んだ金融機関口座に変更がない者については、前条に規定する額を支給する。ただし、第2条を満たしていない者については、この限りではない。

3 前項に規定する者のうち、食材料費の支給を辞退する者は、2025年（令和7年）7月1日から同月15日までに、福山市障がい福祉サービス事業所等食材料費支給辞退の届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(支給決定及び支払方法)

第5条 前条の規定により支給の申請があったときは、市長はこれを審査の上、適当と認めるものについて、支給を決定する。

2 前項の審査において、不備があった場合は、申請を差し戻すものとする。

3 第1項及び前条第2項の規定による支給決定者に対し、予め支給する旨を通知する。

4 食材料費の支給は、金融機関口座への振込により行うものとする。

(支給の時期)

第6条 前条第4項の口座振込による支給の時期は、原則として、2025年（令和7年）7月下旬とする。

(支給の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により、食材料費の支給を受けたとき。
- (2) その他市長が食材料費を支給することが適当でないと認めたとき。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定により食材料費の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る食材料費が既に支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 食材料費の支給を受けた事業者は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、指定された期限までに取り消された食材料費を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第9条 食材料費の支給を受けた事業者は、この食材料費に係る関係書類等（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録）を、食材料費の支給を受けた会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(検査又は報告)

第10条 市長は、食材料費の適正な支給のため、必要に応じて、食材料費の支給を受けた事業者に対し、検査、報告その他必要な措置を求めることができる。

- 2 食材料費の支給を受けた事業者は、前項に定める求めがあったときは、これに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2025年（令和7年）7月1日から施行する。

別表 （第2条、第3条関係）

【食材料費】

サービス等の種類	区分	金額等
障害者支援施設（施設入所支援） 障害児入所施設	施設・入所系 サービス	1食当たりの食材料費 24円
		1日当たりの食数 3食
		対象日数 214日

備考

- 食材料費は、支給対象期間を2025年（令和7年）4月から同年10月までとし、定員数（複数のサービス種類を併せて運営する事業所の定員数は、当該複数のサービス種類のうち最大の定員数）に対して単価等を乗じて算出された額を支給することとする。